

平成29年(ホ)第2620号 損害賠償請求控訴事件

# 一審被告国の責任論の主張について

## 第1 本訴訟の概要と責任論における主たる争点

### 本訴訟の概要

- 平成23年3月11日に発生した本件事故に関し、経済産業大臣が、同事故前に電気事業法等による規制権限を行使し、被告東電に対し津波対策を講じさせるべき義務を怠ったとして国賠法1条1項に基づき被告国に対する損害賠償請求をしている事案
- 主として平成14年の津波評価技術や「長期評価の知見」の評価を基にした作為義務の存否と結果回避可能性が問題

### 本訴訟の責任論における主たる争点

#### 争点① 作為義務の発生を基礎付ける予見可能性の有無

津波評価技術の考え方に基づき決定論的安全評価による津波対策が行われてきた中、「長期評価の知見」を決定論ではなく、確率論的安全評価に取り込んでいく旨の被告東電の方針を是としてきたことが、当時の理学的・工学的知見に照らして著しく合理性を欠いていたか否か

#### 争点② 結果回避可能性の有無

本件事故前の工学的知見に照らして合理的に導き出される結果回避措置によって本件事故が回避できたか

## 第1 本訴訟の概要と責任論における主たる争点

### 第2 争点① 「作為義務の発生を基礎づける予見可能性の有無」について

- 1 検討の前提
  - ・ 規制権限を行使すべき作為義務が生じるのはどのような場合か
  - ・ 決定論的安全評価と確率論的安全評価の概念
- 2 (a) 基準の合理性
  - ・ 津波評価技術の考え方をういた決定論的安全評価による津波対策の正当性
- 3 (b) 基準への適合性判断の合理性
  - ・ 「長期評価の知見」を決定論ではなく確率論に取り込んだ判断の正当性

### 第3 争点② 「結果回避可能性の有無」について

- 1 結果回避可能性を検討する前提
- 2 本件事故前の工学的知見に照らして合理的に導き出される措置による結果回避可能性

## 第2 争点① 「作為義務が生じる予見可能性の有無」について

### 1 検討の前提

- ・ 規制権限を行使すべき作為義務が生じるのはどのような場合か
  - 原子力発電所に求められる安全性(相対的安全性)を満たしているか否かは設置許可処分後も科学技術水準の進展に応じて、適時・適切に判断することが求められる
  - 「相対的安全性」を満たさなくなった場合、従前の設置許可処分が行政処分として違法状態となるため、適時・適切に規制権限を行使し、事業者をして「相対的安全性」を確保させることが求められる
  - 従前の設置許可処分が違法となるためには、行政庁の専門技術的裁量の下、各時点の科学技術水準に照らして、(a)基準の内容が不合理であるか、(b)基準への適合性判断が不合理であることが必要(伊方最高裁判決)

**本訴訟では、規制行政庁が、津波想定に関し、どのような判断基準を採用し、当該基準による適合性判断の結果として、本件原発の津波想定がどのように判断されてきたのかが正しく認定されるとともに、その時々の科学技術水準に照らしたそれらの合理性が、判断代置審査ではなく判断過程審査によって正しく判断されることが必要**

## 第1 本訴訟の概要と責任論における主たる争点

### 第2 争点① 「作為義務の発生を基礎づける予見可能性の有無」について

- 1 検討の前提
  - ・ 規制権限を行使すべき作為義務が生じるのはどのような場合か
  - ・ 決定論的安全評価と確率論的安全評価の概念
- 2 (a) 基準の合理性
  - ・ 津波評価技術の考え方をを用いた決定論的安全評価による津波対策の正当性
- 3 (b) 基準への適合性判断の合理性
  - ・ 「長期評価の知見」を決定論ではなく確率論に取り込んだ判断の正当性

### 第3 争点② 「結果回避可能性の有無」について

- 1 結果回避可能性を検討する前提
- 2 本件事故前の工学的知見に照らして合理的に導き出される措置による結果回避可能性

## ・ 決定論的安全評価と確率論的安全評価の概念

### 決定論的安全評価

各事象の発生する確率あるいは頻度の定量化はせずに「あらかじめ定められた幾つかの事象(想定事象)」が発生すると仮定して、各事象のもたらす影響を定量評価する(ただし、自然現象では仮定に余裕を設けても、なお「不確かさ」が残る)

### 確率論的安全評価

様々な事象の発生する確率(Probability)あるいは頻度(Frequency)を定量化する。明確に除外できるリスクを除き、全ての「不確かさ」の確率分布を定量的に求めてリスク評価を行うっていくことで決定論的安全評価を補完していくもの

➤ 佐竹証人, 今村教授, 首藤名誉教授, 山口教授, 阿部博士, 酒井博士, 高橋教授の各意見書(丙H第1号証26~28ページ, 丙A第220号証5~13, 23~25ページ, 第221号証22, 23ページ, 第227号証9~13ページ, 第263号証7~11ページ, 第228号証27ページ, 第231号証2, 3ページ, 第270号証9, 10ページ参照)

我が国の原子力発電所では

- ◆ 客観的かつ合理的根拠を伴う科学的知見を余すことなく決定論的安全評価に取り入れるために策定された津波評価技術の考え方を津波想定判断基準として、安全寄りの波源モデルの設定を行っていた
- ◆ 決定論で残る「不確かさ」について対応するため、確率論的安全評価を行うための確率論的津波ハザード解析手法の開発を進め、「理学的に否定できない」というレベルの知見の取り込みを図る

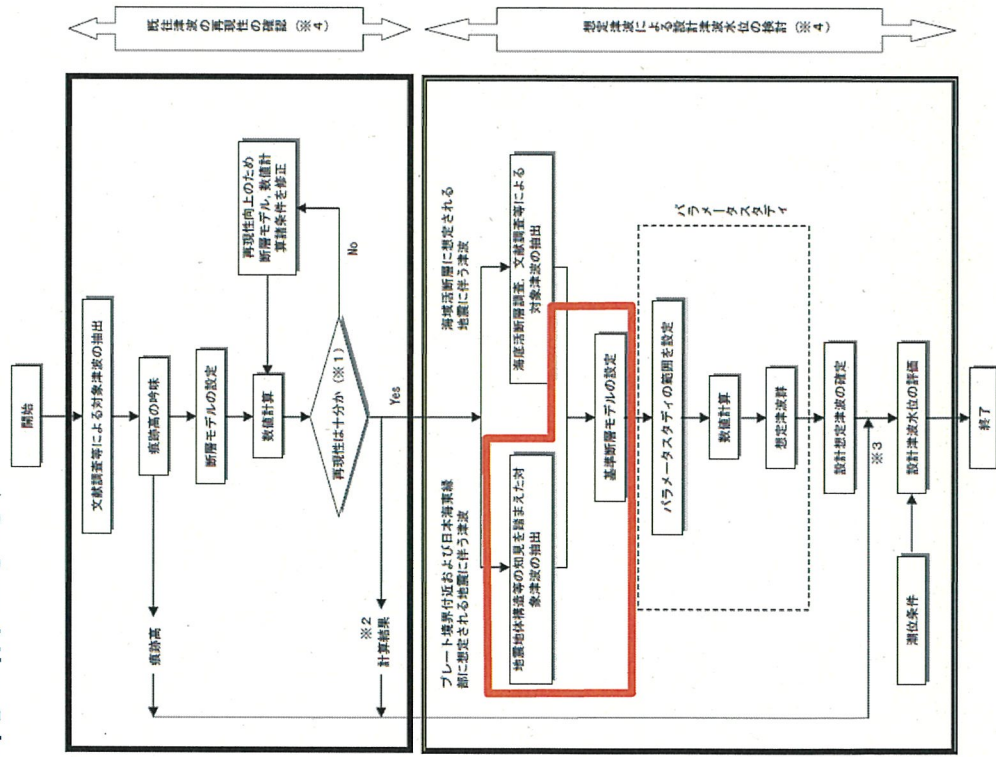


## 2 (a) 基準の合理性

・ 津波評価技術の考え方をを用いた決定論的安全評価による津波対策の正当性

### 平成14年2月「津波評価技術」(土木学会作成)

過去に津波を引き起こした地震を基準にしつつ、津波学・地震学の見地から、地震  
 地体構造を踏まえた領域ごとに基準断層モデルを設定し、最も影響が大きくなる条件  
 で想定津波を算出(パラメータスタディを行うこと)で算出結果は既往津波の平均痕跡高  
 の約2倍となる)



丙A第26号証の2・1-5, 1-31ないし33ページより

### 波源モデルの設定方法

ア 客観的かつ合理的根拠によつて、信頼できる波源モデルの構築が可能なら既往津波があれば、全て波源として取扱い、基準断層モデルを設定

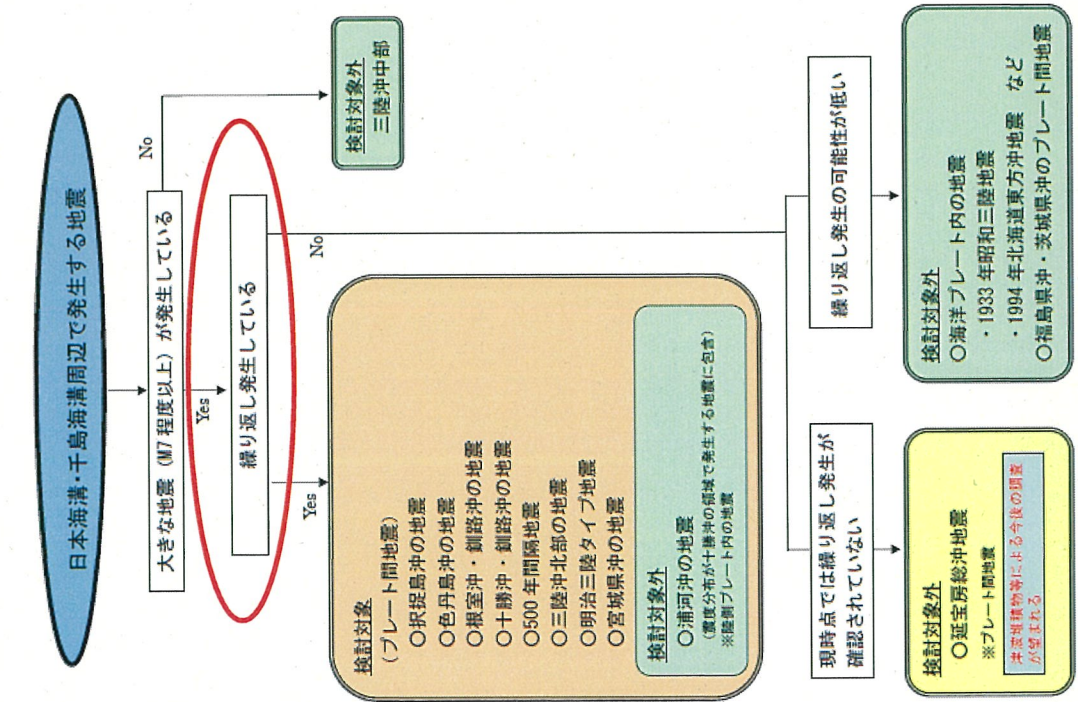
イ 既往津波が確認できない場合も、地震地体構造の知見を踏まえた場合に、将来、発生が否定できないとする客観的かつ合理的根拠があれば基準断層モデルを設定

※ 今村教授意見書(丙A第220号証 9ないし14ページ)等参照

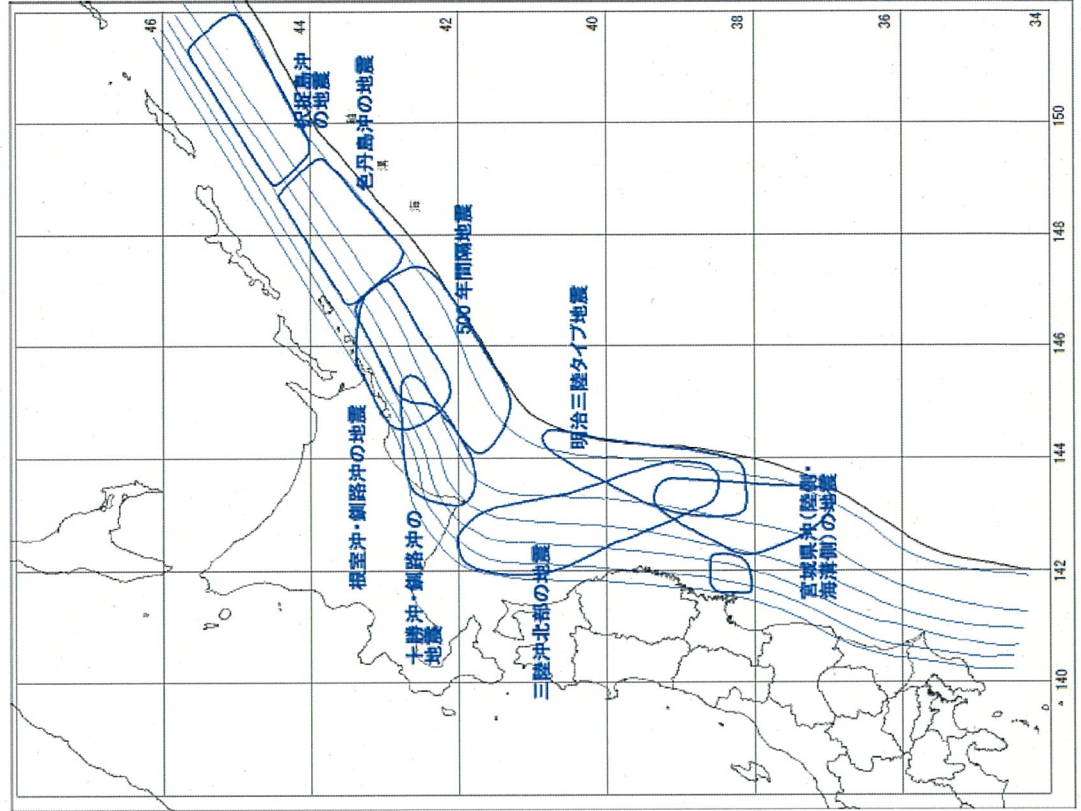
# ア 既往津波の取り入れ範囲が安全寄りであることの具体例

丙A第31号証・59, 62ページより

## 平成18年「日本海溝・千島海溝報告書」(中央防災会議)



図II-6 「防災対策の検討対象とする地震の考え方」フロー図



図II-9 津波を発生させる断層領域 (津波の断層域) の模式図

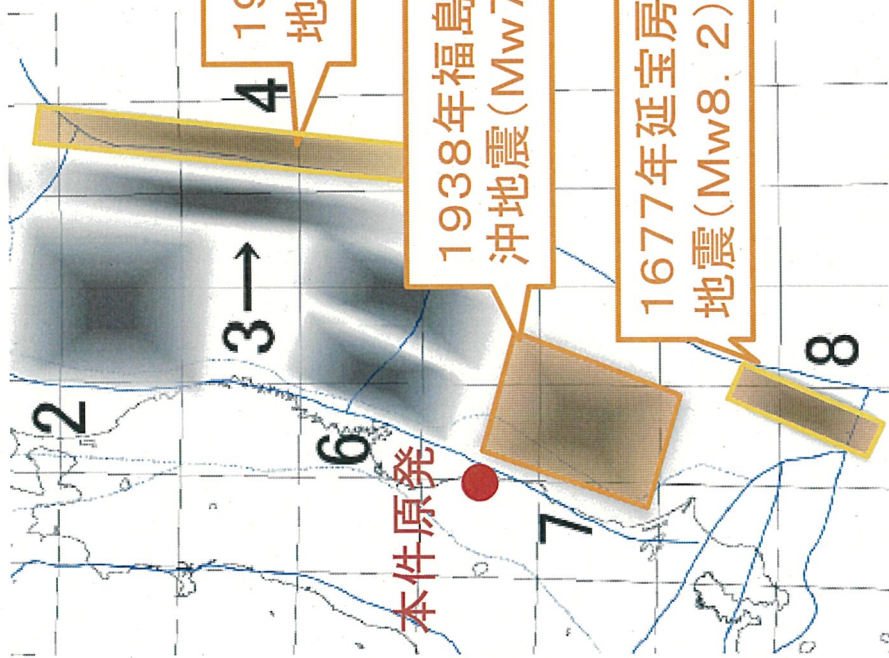


ア 既往津波の取り入れ範囲が安全寄りであることの具体例

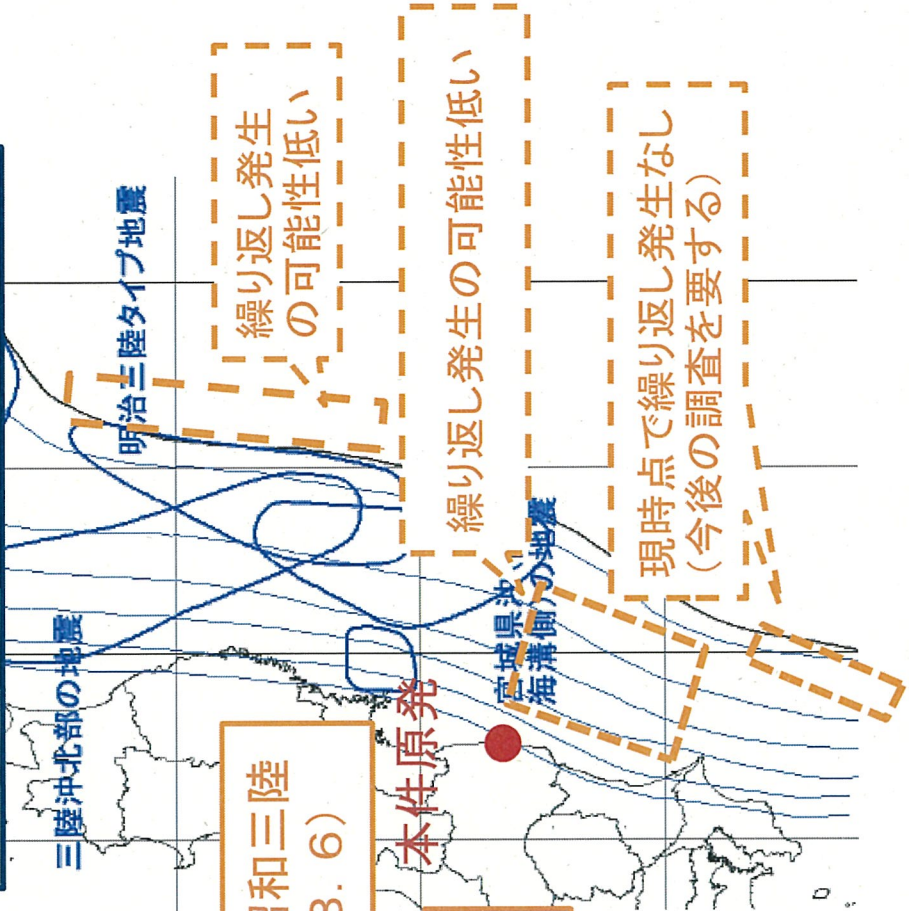
丙A第26号証の2・1-59ページより

丙A第31号証・59, 62ページより

H14 津波評価技術



H18 日本海溝・千島海溝報告書



津波評価技術の考え方は、一般防災における決定論では取り入れられていない既往地震をも波源として取り込む安全寄りのもの